

「基本的な考え方（平成 27 年 11 月）」からの変更の概要

1. 使用料体系の整理については、現行の体系をベースとしつつ、施設類型ごとの整理にとどめる

(注)一部例外施設あり。〔 〕内は、現行内容⇒統一後の内容（※ただし、現行内容で統一する場合は下線部分の記載なし）。記載内容は精査中であり変わる可能性がある。

(1) 曜日別使用料

- ① 現行で設定のあるものは、平日と土日祝日の 2 区分、土日祝日の割増率を施設類型で統一
 - ・文化センター等のホール：2 区分〔平日，土日祝日〕 割増率〔27%～43%⇒30%〕
 - ・体育館：2 区分〔平日，日祝日⇒土日祝日〕 割増率〔20%〕
- ② 現行で設定のないものは設定を見送る。

(2) 時間帯別使用料

- ① 現行で設定のあるものは、施設類型毎に統一 ※〔 〕内の数字は午後料金に対する割合
 - ・文化センター等のホール：午前〔0.81～0.93⇒0.8〕 夜間〔1.07～1.43⇒1.2〕
 - ・屋内スポーツ施設：午前〔0.83～0.86 又は設定なし⇒設定なし〕 夜間〔1.43～2.5⇒1.5 又は 2〕
- ② 地域活動の基本施設である市民センター体育館等は多様な利用層の利用等促進のため設定を廃止（※ただし、経過的措置により夜間料金は現行据え置き）
- ③ 現行で設定のないものは設定を見送る。

(3) 入場料を徴収する場合の使用料

- ① 現行で設定のあるものは、施設類型ごとに統一
 - ・文化センター等のホール：現行で多くの施設で設定されている区分と割増率をベースに統一（市民会館小ホールと戦災復興記念館は現行との乖離が大きいため 4 区分を継続措置）
 （「基本的な考え方」での案）（今回の改定方針）

入場料区分	割増率		入場料区分	割増率
入場料なし	—	➔	入場料なし	—
1,000円未満	2倍		500円以下	1.5倍
1,000円以上	3倍		500円超1,000円以下	2.0倍
			1,000円超3,000円以下	2.5倍
			3,000円超	3.0倍

- ・スポーツ施設の専用利用（体育館，市民球場，陸上競技場等）：現行の三要素組合せ型（i 用途，ii 入場料徴収の有無，iii 営利目的かどうか）を継続
- ・屋外スポーツ施設（野球場，運動広場等）：〔2 区分(入場料有の場合 3 倍)又は設定なし⇒設定なし〕
 ※ただし、現在設定のない、営利目的利用に対する 3 倍の割増使用料を設定

- ② 現行で設定のないものは設定を見送る。

2. 基本改定率（20%上限）と使用料体系整理に伴う割増により高額改定となる使用料区分については現行額の最大 1.3 倍を上限としつつ、現行額を下限とする経過的措置を設定

（市民会館大ホールの例：一部抜粋 ※％は現行額からの増加率）

・現行					・統一ルール反映後					・経過的措置後		
入場料	曜日	午前	午後	夜間	入場料	曜日	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
～300円	平日	34,600	52,500	64,000	～500円	平日	45,600	66,600	91,300	44,900	66,600	83,200
	土曜日	40,900	56,700	67,200			132%	127%	143%	130%	127%	130%
	日曜日・祝日	45,100	63,000	74,500			59,300	86,500	118,700	58,600	81,900	96,800
300円～500円	平日	45,100	63,000	74,500		145%	153%	177%	143%	144%	144%	
	土曜日	50,400	70,300	81,900		59,300	86,500	118,700	58,600	81,900	96,800	
	日曜日・祝日	55,600	77,700	91,300		131%	137%	159%	130%	130%	130%	
	平日	45,100	63,000	74,500		平日	45,600	66,600	91,300	44,900	66,600	83,200
	土曜日	50,400	70,300	81,900			101%	106%	123%	100%	106%	112%
	日曜日・祝日	55,600	77,700	91,300			59,300	86,500	118,700	58,600	81,900	96,800
							118%	123%	145%	116%	117%	118%
							59,300	86,500	118,700	58,600	81,900	96,800
							107%	111%	130%	105%	105%	106%

※曜日別使用料の対象日の統一による影響は、経過的措置の対象外